

| | 判決・出典 | 社会的評価の低下 | 被告 (Y) | 原告 (X) | 媒体 | 事案の概要 | 判旨 |
|-----|-------------------------------|----------|--------|--------------------------|--------|--|---|
| 1 | 大阪高判平18. 6. 14 判時1950号94頁 | 肯定 | 新潮社 | 弁護士 | 「週刊新潮」 | 京都弁護士会は、新会館を建築するに際し、旧会館に飾られていた向井久万画伯作に係る裸婦画(「本件裸婦画」)を移転することについて、同会の各委員会委員長に対し意見を求めたところ、Xが委員長の職にある両性の平等に関する委員会が、移転することには問題がある旨指摘した。 Yは、Xの本件裸婦画の移転に関する言動を取り上げ、『「裸婦画はセクハラ」と取り外しを要求した無粋な女性弁護士』の見出しの記事を掲載した。 | 本件記事は、Xが、「裸＝セクハラ」という短絡的で幼稚な考え方を持っていること、そのような考え方の持ち主であることを前提として、本件裸婦画がセクハラ危険があることを理由として新会館に展示しないよう要求したXの言動が、京都弁護士会の会務懇談会の出席者をはじめとするXの周囲の人々にとって、嘲笑の的となっているとの事実を摘示したものである。 本件記事は、読者に対して、弁護士であるXの人格が短絡的で幼稚であり、その言動が無粋であるとの印象を与えるものであり、Xに対する社会的評価を低下させるものであるというべきである。 |
| 2-1 | 東京高判平18. 10. 18 判時1946号48頁 | 肯定 | 新潮社 | 毎日新聞社(X1) 毎日新聞社社長(X2) | 「週刊新潮」 | Yは、『[特集]『毎日社長拉致』で新聞が書けなかった『社内抗争』と『ホモ写真』』の見出しで、毎日新聞社の社長であったX2に対する逮捕、監禁、強要未遂事件について執筆した記事を掲載した。 | 1 本件記事②の部分は、公表を避けた理由が人事についての毎日新聞社の社内抗争を表に出したくなかったことにあるとの事実を摘示するものである。公的報道機関たる毎日新聞社が本件犯行の公表を不当な目的のために差し控えた旨読み取れる可能性があり、毎日新聞社の社会的評価を低下させるものといえる。 2 本件記事は、X2が、毎日新聞社の社長を辞任しなかったことについて、「社長のイスにしがみついた」、「X2体制のひずみ」として批判的に論評したものである。X2に対して毎日新聞社の内外から強い批判があったこと、それにもかかわらずX2が毎日新聞社の社長を辞任しなかったことについて、「社長のイスにしがみついた」、「X2体制のひずみ」と批判的に表現した部分及び毎日新聞社が本件犯行を約1か月間ヒタ隠しにしたとの部分は、毎日新聞社及びX2の社会的評価を低下させるものである。 |
| 2-2 | 東京地判平18. 1. 18 判時1946号55頁 | 肯定 | | | | | 「社長のイスにしがみついた」との表現は、X2が毎日新聞社の社長を続けることが不当であるとの批判的な評価を含むものであり、その評価はX2の社会的評価を低下させるものといえる。 |

| | 判決・出典 | 社会的評価の低下 | 被告 (Y) | 原告 (X) | 媒体 | 事案の概要 | 判旨 |
|---|---------------------------|----------|--------|--------|---------|-------|--|
| 3 | 東京地判平19. 1. 17判タ1247号276頁 | 肯定 | 小学館 | 衆議院議員 | 「週刊ポスト」 | | <p>本件記事は、郵政民営化法案に反対の立場である民主党に所属するXが、郵政民営化法案が衆議院において可決したことを記念する宴に参加していたとの事実を摘示していると解釈するのが通常の読み方である。</p> <p>そうすると、本件記事は、Xが、郵政民営化法案に反対の立場をとっていないながら、同法案に賛成であるかのように行動したということを指摘していることになるところ、このようなことは、国民に対して自らの政治理念を開陳し、これによって国民からの支持を獲得している政治家にとっては、国民からの信頼を失い、いわゆる政治生命を失うことにもなりかねないのであるから、本件記事の摘示した事実によって、Xの社会的評価は低下するものというべきである。</p> |